

大阪市手話に関する施策の推進方針（概要）

I 基本的な考え方

- 大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成 28 年 1 月制定）を踏まえ、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進
- 手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要
- 手話への理解の促進及び手話の普及は、相互に人格と個性を尊重することを基本とし、大阪市の各所属が連携して施策を推進

II 手話に関する施策の現状と課題

- 大阪市ではこれまでにも各所属において様々な手話に関する様々な取組を実施
今後とも市民生活の様々な場面において、ろう者の手話による情報取得と円滑なコミュニケーションが確保できるように努めていくことが必要
〔これまでの取組〕
 - ・手話通訳者の派遣や手話奉仕員と手話通訳者の養成事業を実施
 - ・手話が堪能な聴覚言語障がい者生活相談員を配置
 - ・全区役所でのタブレット端末による遠隔手話通訳の実施
阿倍野区役所での窓口案内業務における手話対応の実施
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る検査等において自己のスマートフォン等による遠隔手話通訳ができる仕組みを構築
 - ・大阪市立総合医療センターにおける専任の手話通訳者の配置、その他各種説明会や行事等における手話通訳の配置 など

III 施策の推進方針

1 手話への理解の促進及び手話の普及

- ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深め、聴覚障がいとろう者に対する理解を広げていくことが大切
- このため、市民や事業者など多くの人が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、気軽に手話に接し、簡単な手話を学べる環境の整備に取り組む

【具体的な取組】

- ① ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発
- ② イベント等の実施を通じた啓発
- ③ 気軽に参加できる手話講習会の実施
- ④ 学校における理解の促進

2 手話による情報取得

- 日常生活や社会生活における基本的な情報や大切な情報に手話でアクセスできることが社会参加のさらなる促進につながり、生活の様々な場面で手話を使用できる環境を整備していくことが重要
- 大阪市の情報発信や市民窓口等における取組とともに、企業や公共サービス機関の各事業所において手話での対応が進むよう手話への理解の促進及び手話の普及に取り組む

【具体的な取組】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ① 市が実施する説明会や行事等における手話通訳 | ② 区役所等における窓口対応 |
| ③ 災害時避難所における情報提供 | ④ I C T を活用した環境の整備 |
| ⑤ 手話を使用することができる職員の増員 | ⑥ 公共施設等に対する啓発 |

3 手話による意思疎通の支援

- 必要なときに十分なコミュニケーションを行うための支援が確保されることが、安心して暮らせる地域社会の実現につながり、聴覚障がいとろう者への理解をしっかりと踏まえた的確な支援を実施することが重要
- 手話通訳者派遣事業が日常生活や社会生活の様々な場面で支援を適切に実施できるよう取り組むとともに、病気や事故などの緊急時において手話が使用でき、安心感につながる環境の整備に努める

【具体的な取組】

- | | | |
|----------------|----------|---------------|
| ① 手話通訳者派遣事業の充実 | ② 緊急時の対応 | ③ 手話通訳者の養成・確保 |
|----------------|----------|---------------|

4 手話を必要とする人への相談支援

- 生活の中で困りごとが生じたときに、ろう者が孤立してしまわないよう、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要
- 聴覚言語障がい者生活相談事業は、手話で生活全般に関する相談に対応しており、相談ニーズを把握して課題の解決に向けた支援を行うとともに、関係機関とより一層積極的に連携した支援の実施に取り組む

【具体的な取組】

- | |
|----------------------|
| ① 聴覚言語障がい者生活相談事業の充実 |
| ② 様々な分野の相談支援機関との連携 |
| ③ 見守りネットワーク強化事業等との連携 |

IV 施策の推進体制

- 手話に関する施策を市の内部組織が連携して推進する体制として、大阪市障がい者施策推進会議（障がい者施策を総合的かつ円滑に推進するための府内連絡会議）を位置づけて施策を推進
- 推進方針は、ろう者、手話通訳者及びその他の関係者から構成される「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」の意見を踏まえて策定しており、今後も意見を聴きながら施策を推進

「大阪市手話に関する施策の推進方針」にかかる各所属での取組(R4)

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
1 手話への理解の促進及び手話の普及	
①ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発	
<ul style="list-style-type: none"> 様々な媒体やQRコード等を活用し、手話が言語であることや聴覚障がいへの理解など様々な観点から市民の関心を高める啓発を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 区広報誌への手話奉仕員養成講座受講生募集記事の掲載（全区） あいサポート運動（福祉局） 障がい者週間（福祉局）
<ul style="list-style-type: none"> 挨拶など基本的な手話を気軽に楽しく学べる動画を発信し、市民が手話を理解し親しむことのできる機会を拡充します。 	<ul style="list-style-type: none"> メッセージソング「あなたとともに」の手話動画をホームページにアップ（北区） YouTubeに「手話紹介動画」をアップ（阿倍野区） twitterで手話表現のイラスト画像を発信（阿倍野区）
②イベント等の実施を通じた啓発	
<ul style="list-style-type: none"> 手話パフォーマンスや手話カフェなどのイベント等やろう者とろう者以外の方が交流する場の周知などを通じて、手話と実際に出会う場を広げます。 	<ul style="list-style-type: none"> eスポーツ・ダンスイベント開催時の手話通訳（北区）
③気軽に参加できる手話講習会の実施	
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における基本的なコミュニケーションでの手話を簡単に学べる講習会の開催等により手話への理解の促進及び手話の普及に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座（初級・中上級コース）の実施（全区）
<ul style="list-style-type: none"> 病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設などの従事者向け講習会の開催等により手話を普及し手話を使用できる環境の整備に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市内に所在する医療機関等の各種関係機関に対して出前形式で手話講座を実施（福祉局）
④学校における理解の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の場において、手話と指文字に接する機会の提供や手話に親しむための取組や聴覚障がいのある児童生徒との交流などを通じて、手話への理解の促進に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校向けに人権学習会として、手話学習を実施（中央区） 教員に対する手話講座を実施（教育委員会事務局）
<ul style="list-style-type: none"> 地域で暮らすろう者や手話サークルとの交流、手話や指文字の学習教材の提供など、様々な機会を通じて手話への理解の促進に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習会助成として、手話講座を開催する学校や団体に講師謝礼金を助成（中央区） 総合庁舎消防訓練で、災害時における避難に必要な手話を取り入れる（予定）（西区）
2 手話による情報取得	
①市が実施する説明会や行事等における手話通訳	
<ul style="list-style-type: none"> 市が開催する説明会や幅広く市民が参加する市の行事等にろう者が出席するときは手話通訳者を配置するなど安心して参加することができる環境を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の児童生徒を対象とした文化芸術鑑賞事業に手話通訳者を配置（北区） 「社会を明るくする運動」「人権を考える区民のつどい」「男女協働参画事業」講演会に手話通訳者を配置（福島区・浪速区） 人権講演会に手話通訳者を配置（西区・阿倍野区） 「人権啓発推進事業」講演会に手話通訳者を配置（中央区・港区・東淀川区） 防災講演会に手話通訳者を派遣（中央区） 相談員意見交換会にかかる手話通訳者の配置（大正区） 区民まつり等のステージ発表などにかかる手話通訳者の配置（中央区・西淀川区・東成区・住吉区） 文化フェスティバルに手話通訳者を配置（住吉区） 成人の日記念のつどいに手話通訳者を配置（各区） 選挙時に手話通訳者を本部に配置（天王寺区・城東区） 中学生、高校生向け奨学金等制度説明会や就学援助制度に係る学校説明会に手話通訳者を配置（教育委員会事務局） 各区保健福祉センターで実施しているがん検診（胃・大腸・肺・乳）及び骨粗しょう症検診時に手話通訳者を配置（健康局） 就職説明会及び職員採用試験に手話通訳者を配置（行政委員会事務局） 特定健診（集団健診）に手話通訳者を配置（福祉局） 各種講演会・学習会・人権展や絵本展「ものがたりのちから」等の各種催事・シンポジウム・セミナー・区政会議や各種協議会等の会議などに手話通訳者を配置（都島区・西区・港区・大正区・浪速区・淀川区・生野区・城東区・市民局ほか）

「大阪市手話に関する施策の推進方針」にかかる各所属での取組(R4)

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
・手話通訳者を配置する行事等を実施する際には、周知の段階から案内とともに、手話通訳者の配置場所を明示するなど、手話通訳を利用しやすい環境を整えます。	・講座案内チラシ等に、手話通訳者の配置を案内（教育委員会・各区ほか）
・多数の方が参加する大規模な市の行事、市政に関する重要な情報提供及び議会の傍聴等には手話通訳者の配置等に努めます。	・消防出初式に手話通訳者を配置（消防局） ・市長会見に手話通訳者を配置（政策企画室） ・議会の傍聴時に手話通訳者を配置（市会事務局）
・市民向けの重要な動画広報等における手話通訳の添付に努めます。	・市長会見に手話通訳を導入し、YouTubeで動画配信（政策企画室）
②区役所等における窓口対応	
・身近な行政機関である区役所をはじめ手話で応対できる市民窓口の充実に取り組みます。	・手話のできる職員による窓口対応（西区・天王寺区・城東区・住之江区・東住吉区・財政局） ・庁舎内各窓口に手話・筆談・耳マークの掲示（都島区・此花区・西区・港区・天王寺区・城東区・環境局ほか） ・保健福祉窓口に対話支援システム（コミューン）を設置（港区） ・窓口に筆談用メモボードの設置（東淀川区） ・窓口案内業務に手話通訳者を配置（阿倍野区・平野区） ・専門相談員による人権相談における手話通訳者を配置（市民局）
③災害時避難所における情報提供	
・災害時避難所において、手話ができるボランティア等の協力を得て、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、避難所運営マニュアルにろう者への情報提供について明記します。	・コミュニケーションボードの設置（北区・天王寺区・東成区・住吉区） ・各避難所に設置するタブレット端末を利用した遠隔手話通訳（生野区） ・災害時障がい者支援用バンダナの備蓄（住吉区） ・「避難所開設・運営ガイドライン」に手話による情報提供方法を明記（危機管理室） ・災害時お助け隊に所属する手話通訳者の派遣（都島区） ・災害時用に状況を伝えるパネル（火事・津波など）を設置（教育委員会事務局）
④I C Tを活用した環境の整備	
・情報を視覚的に得るろう者にとって I C Tは有効な手段であり、手話による情報取得とコミュニケーションを支援するための環境づくりに活用を図ります。	・区役所や市役所でのタブレット端末を利用した遠隔手話通訳の実施（全区・福祉局ほか） ・貸出用のタブレット端末を常設（阿倍野区）
⑤手話を使用することができる職員の増員	
・ろう者への理解を深め、コミュニケーション力の向上を図るため、手話研修を実施するなど、手話を使用することができる職員を増やすよう取り組みます。	・朝礼時における手話による挨拶の実施（福島区・此花区・城東区・住吉区） ・職員に対する手話研修の実施（旭区・総務局・福祉局・教育委員会事務局） ・手話に関する視聴覚教材や書籍の職員向け貸出し（総務局）
⑥公共施設等に対する啓発	
・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、積極的な啓發に努めます。	・区民まつりでの手話の啓発を実施（北区・福島区・中央区・大正区・東成区） ・手話紹介動画を区役所庁内モニターで放映（阿倍野区）
3 手話による意思疎通の支援	
①手話通訳者派遣事業の充実	
・日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも的確に対応できるよう事業を推進します。	・専門的かつ高度な手話技術を要する裁判案件や医療案件に手話通訳者を派遣（福祉局） ・授業参観や個人懇談時に手話通訳者を派遣（教育委員会事務局）
・ろう者と社会をつなぐ重要な事業であり、ろう者にとってより利用しやすい事業となるよう利用手続などの改善に取り組みます。	・大阪市及び委託事業先のH Pに利用案内を掲載（各所属・福祉局）
・手話通訳者はろう者に対する理解と一定水準の手話通訳技術を有する人材であり、I C Tの活用等を通じてより積極的な活躍を促進します。	・遠隔手話通訳対応の職員を委託事業先に配置（福祉局）

「大阪市手話に関する施策の推進方針」にかかる各所属での取組(R 4)

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
②緊急時対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生など緊急時におけるろう者への手話によるコミュニケーション支援の在り方について検討を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の緊急時に、スマートフォン等を利用した緊急通報システム「NET119」及び「119番 緊急通報FAX用紙」の導入（消防局） 夜間・休日の医療機関受診時における手話通訳者の派遣（福祉局）
③手話通訳者の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の養成にもつながる手話奉仕員養成事業について、多数の幅広い層の受講者の確保に努め、手話通訳者の拡充につなげます。 手話奉仕員養成事業を担う講師の更なる資質の向上について検討し、よりたくさんの市民が参加したくなる魅力ある講座づくりを目指します。 手話通訳者の活動や手話に関する市民のボランタリーな取組などを様々な媒体を通じて広く積極的に発信し、社会的な認知と意識を高めるとともに手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座（初級・中上級コース）を修了した者を対象に手話通訳者養成講座を実施（福祉局） 手話奉仕員養成事業を担う講師のステップアップ研修への参加（福祉局） 障がい者福祉計画等に活動実績を掲載（福祉局）
4 手話を必要とする人への相談支援	
①聴覚言語障がい者生活相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚言語障がい者生活相談員の複雑な相談や専門的な相談等にも対応できる手話の資質と力量を確保するとともに、相談技術や様々な相談に対応できる専門性を確保し、的確に支援できるよう事業を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> 「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」において、手話による聴覚言語障がい者の生活相談業務を実施（福祉局）
②様々な分野の相談支援機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 各分野の相談支援機関においてろう者への理解と手話で対応する力の向上に努めるとともに、関係機関と聴覚言語障がい者生活相談員が連携した相談支援に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> 相談内容に応じて、区役所、医療機関、その他関係機関との連絡・調整を実施（福祉局）
③見守りネットワーク強化事業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業において、必要なときに聴覚言語障がい者生活相談員は積極的に連携し、地域でのろう者の孤立防止に努めます。 地域の見守り活動や福祉活動において、地域の手話サークルなど聴覚障がいについて理解のある地域住民との連携に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 地域に相談窓口を設置し、聴覚言語障がい者生活相談員との連携を実施（全区） 地域の手話サークルなどで、手話講習会等を実施（北区・福島区・東住吉区）

各所属における取組（R3～R4）

* 下記リストから各シートに移動できます。

1 北区	21 住吉区	41 市政改革室（前回該当なし）
2 都島区	22 東住吉区	42 市民局
3 福島区	23 平野区	43 消防局
4 此花区	24 西成区	44 万博推進局（前回該当なし）
5 中央区	25 水道局	45 政策企画室
6 西区	26 IR推進局（前回該当なし）	46 総務局
7 港区	27 デジタル統括室	47 中央卸売市場
8 大正区	28 危機管理室	48 都市計画局（前回該当なし）
9 天王寺区	29 こども青少年局（前回該当なし）	49 都市交通局（前回該当なし）
10 浪速区	30 会計室（前回該当なし）	50 都市整備局
11 西淀川区	31 環境局	51 副首都推進局（前回該当なし）
12 淀川区	32 教育委員会事務局	52 福祉局
13 東淀川区	33 契約管財局	
14 東成区	34 経済戦略局（前回該当なし）	
15 生野区	35 健康局	
16 旭区	36 建設局（前回該当なし）	
17 城東区	37 大阪港湾局（前回該当なし）	
18 鶴見区	38 行政委員会事務局	
19 阿倍野区	39 財政局	
20 住之江区	40 市会事務局	